

設備システム研究会会則

第1条 (目的)

定款第58条に基づき、定款の施行について必要な細則として、本会則を定める。

第2条 (活動内容)

定款第5条および第6条に関して、主たる活動内容を定める。

- 1) 建築設備工事業界における ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)利用に関する諸問題を調査・研究する。
- 2) 調査・研究の結果を、成果物として、HP および雑誌、書籍、講習会などで公開する。

第3条 (全体会議)

第2条に関して、全体の活動の場として全体会議を設ける。

- 1) 全体会議は、2ヶ月に1度(年6回)程度開催する。
- 2) 事務局は、全体会議を運営する。

第4条 (WG: ワーキンググループ)

第2条に関して、テーマ別の活動の場として WG を設ける。

- 1) 会員は、計画を添えて WG の設置を事務局へ提案することができる。
- 2) 会員は、原則として1つ以上の WG に参加する。
- 3) WG は、互選により、WG リーダーを1名選出する。
- 4) WG リーダーは、必要に応じて、指名により、WG サブリーダーを1名以上選出できる。
- 5) WG リーダーは、WG を運営する。
- 6) WG リーダーは、活動の進捗を全体会議で報告する。
- 7) WG リーダーは、年度末に活動の継続または終了を事務局に報告する。

第5条 (休会)

定款第7条および第8条、第9条、第10号に関して、休会を定める。

- 1) 会員は、事務局に休会理由と休会期間を添えて休会を申し出ることができる。
- 2) 休会期間中、会員は当会の活動には参加できない。
- 3) 休会期間中に年度が含まれる場合は、当該年度の会費を免除する。

第6条 (幹事)

定款第55条および第56条、第57条に関して、事務局の職員(幹事)を定める。

- 1) 理事長および副理事長は、幹事を兼務する。
- 2) 理事長は、副理事長と協議し、指名により、幹事を会員から1/4程度選出する。

- 3) 理事長は、副理事長および幹事と協議し、指名により、幹事の中から事務局長を選出する。
- 4) 幹事は、互選により、会計および会計監査、広報その他の業務を分担する。
- 5) 幹事は、会の運営に関する諸事項を審議し、決定する。
- 6) 幹事の任期は原則 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 条 (事務局会)

定款第 55 条および第 56 条、第 57 条に関して、事務局の活動の場として事務局会を設ける。

- 1) 事務局会は、1 ヶ月に 1 度(年 12 回)程度開催する。
- 2) 事務局は、事務局会を運営する。

(付則)

- 1) この会則は、1994(平成 6)年 9 月 21 日より実施
- 2) 2000(平成 12)年 3 月 23 日一部改定
- 3) 2001(平成 13)年 11 月 22 日一部改定
- 4) 2002(平成 14)年 5 月 22 日一部改定
- 5) 2002(平成 14)年 11 月 18 日一部改定
- 6) 2005(平成 17)年 5 月 31 日一部改定
- 7) 2021(令和 3)年 2 月 28 日全面改定